

令和6年度 介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について

令和6年度の介護報酬改定におきまして、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。尚、当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りとなります。

【令和6年4月～5月】

加算の種別	対象事業所
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護老人保健施設ひだまり 本間病院 通所リハビリテーション 介護予防特化型通所介護 あゆみ 認知症対応型通所介護施設 楽楽 高見台クリニック 通所リハビリテーション
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	
介護職員等ベースアップ等支援加算	

【令和6年6月～3月】

加算の種別	対象事業所
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護老人保健施設ひだまり 本間病院 通所リハビリテーション 介護予防特化型通所介護 あゆみ 認知症対応型通所介護施設 楽楽 高見台クリニック 通所リハビリテーション

区分	内容	取り組み内容
入職促進 に向けた 取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	入職時オリエンテーションの実施 各種制度教育の実施
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	病院見学会の開催 中学生職場体験企画の開催 ボランティア体験会の開催 看護・介護のおしごと体験会の開催
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	介護職員初任者研修の受講 介護福祉士実務者研修の受講 認知症基礎研修の受講 喀痰吸引等研修の受講
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	長期休暇取得制度 リフレッシュ休暇制度
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	保健師による健康相談窓口 メンタルヘルス学習会の開催 ストレスチェックの実施
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	腰痛予防対策学習会の開催
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	リスクマネジメント委員会、事故防止対策委員会の設置
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	見守り支援機器の導入、インカムの導入、介護支援システムの導入
	５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	衛生管理者による定期的な職場巡視 感染対策 ICT ラウンドの実施
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	事業所ごとの職能会議、職場会議、運営会議等の実施 定期的な個別面談の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	介護部教育委員会による学習会の開催 事業所単位での方針学習会の開催